



韓国における商標の非類似

商標に関する紛争が生じた場合、二つの商標の‘類似性’に対する判断は何よりも重要です。今回は商標の類否を主張するための論理の根拠となり得る韓国の大法院の判例をご紹介します。

まず、本願商標‘HOMEPLUS’と引用商標‘HOME’について、韓国の大法院は二つの商標が互いに異なると判断した判決があります。

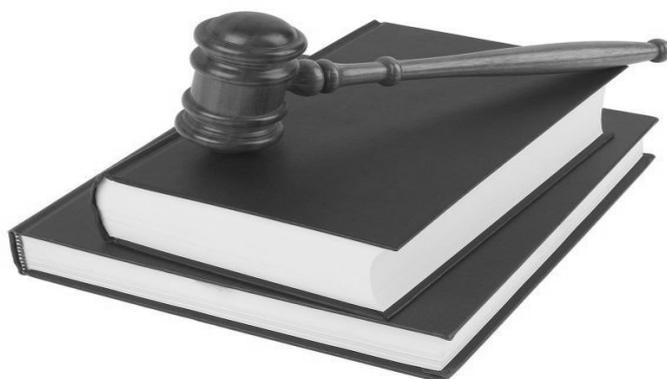
大法院の判決によれば、“本願商標は、HOMEという単語とPLUSという単語が組み合わせられて外観上一体的に構成された造語であり、その称呼も4音節と比較的短いため‘HOME’と‘PLUS’で分離・観察することは不自然な面がある”と判断しました。そして、“本願商標の指定商品が属する商品類区分第3類（菓子とパン、糖類、餅）の商品について‘オリオンホームクラッカー’、‘ホームグリーン’、‘アットホーム’、‘ホームパーティー’、‘ホームスチール’などのように‘HOME’という単語を含む多くの商標が登

録された”とし、“少なくとも上の指定商品については、HOMEという用語は商品表示としての識別力に欠ける”と説明しました。

大法院はさらに“一般需要者や取引者らが本願商標を‘HOME’のみをもって簡略に称呼したり、観念が生じたりしない”とし、“二つの商標を同一または類似する指定商品と一緒に使用しても、需要者は商品の出所について誤認混同するおそれがない”と付け加えました。

ここで注意すべき点は二つあります。第一に‘分離観察’が適用されるか否か、第二に‘識別力’に対する判断基準です。まず、分離観察が適用できるか否かについて考えてみましょう。商標の類否判断時には原則的に分離観察ではなく全体観察を適用しなければなりません。分離観察は商標を分離して観察することが自然である場合に限り可能です。

その理由は、全体観察と分離観察が類否判断において完全に異なる結果をもたらすからです。例えば、‘a+b’の単語からなる商標





と、‘a+c’の単語からなる商標の場合、全体観察によれば二つの商標は類似しないと判断される可能性があります。分離観察を適用すると分離された単語のうちいずれか一つ(a)が互いに類似するため、二つの商標は類似するものと判断される可能性が高くなります。

万一このような差異を見過ごして分離観察が適用されると、分離された単語のいずれか一つでも重複する状況では商標の登録が困難になります。前で述べた事例の場合も、‘ホーム’と‘プラス’を分離して読んだり判断することが不自然であるから、全体観察を適用したものと考えられます。

次に、識別力に対する判断基準について見てみましょう。特定の単語を利用して商標登録を受けた事例が多いかを考察すると、当該単語の識別力について判断するのが容易になるでしょう。当該単語を利用して商標登録を受けた事例が多い場合、その単語は識別力がないと言え、言い換えれば要部ではないので比較対象から除外されます。上の事例の場合も、‘HOME’という単語を含んで商標登録された事例が多いため、これを比較対象としませんでした。

他にも大法院の判例を挙げると、

‘LINGUAFORUM’と‘LINGUA’の類否判断において、大法院は両商標の間には類似性がないと判断しながら、‘LINGUA’が英語教材などの商品に使用される場合に識別力が微弱であり要部とならないため、‘LINGUAFORUM’全体をもって称呼されるという点を根拠としました。

また、韓国の通信大手であるKT社の‘SHOW’商標は‘BIG SHOW’商標と類似しないと判断しながら、‘SHOW’を含む多くの商標が登録された点、当該指定商品に関する‘SHOW’という単語は識別力に欠けるとして要部として分離認識されるといえない点、一般需要者が‘BIG SHOW’をSHOW部分のみをもって簡略に称呼したり、観念が生じたりしない点などが考慮されました。

筆者紹介



柳鍾宇 (ユ ジョンウ)

GIP Korea代表弁理士。ソウル大学電気工学部を卒業。2009年弁理士登録。弁理士になる前は(株)LGディスプレイで設備購買及び技術営業の日本担当を務める。

前職の特許事務所では、最初は(株)サムスンの特許明細書作成/中間処理/外国出願などを行い、後に日本企業の韓国出願を担当。趣味はゴルフ。